【参考資料】

この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△指定看護小規模多機能型居宅介護事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。  ２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  ４　事業者は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、主治医、他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。  ５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。  ８　前７項のほか、「松原市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２５年松原市条例第１６号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　（１）　名　称　　△△△  　（２）　所在地　　大阪府松原市○○一丁目○番○号  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤）  　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）介護支援専門員　○名（常勤）  　　　介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。  （３）介護従業者  看護職員　○名（常勤　○名）  介護職員　○名（常勤　○名）  　　　介護従業者は、利用者に対し必要な介護、看護、世話及び支援を行う。  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。  （１）営業日　　３６５日  （２）営業時間　通いサービス　基本時間　○時から○時まで  宿泊サービス　基本時間　○時から○時まで  訪問サービス　２４時間  （指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）  第７条　事業所の登録定員は○○名とする。  ２　事業所の通いサービスの利用定員は○○名とする。  ３　事業所の宿泊サービスの利用定員は○○名とする。  （指定看護小規模多機能型居宅介護の内容）  第８条　指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。  （１）介護計画の作成  （２）相談、援助等  （３）通いサービス及び宿泊サービスに関する内容  ①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）  ②健康のチェック  ③機能訓練  ④入浴サービス  ⑤食事サービス  ⑥送迎サービス  （４）訪問サービスに関する内容  ①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護  ②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助  　　③安否確認  　　④訪問看護  （介護計画の作成）  第９条　介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。  ２　介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。  ３　介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。  ４　指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。  （利用料等）  第１０条　指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○円  ４　食事の提供に要する費用については、以下のとおり徴収する。  朝食　○○円　昼食　○○円　夕食　○○円  ５　宿泊に要する費用については、○○○円を徴収する。  ６　おむつ代については、○○円を徴収する。  ７　その他、指定看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。  ８　前７項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。  ９　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。  １０　費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いについて文書による同意を得るものとする。  １１　法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第１１条　通常の事業の実施地域は、松原市とする。  （サービス利用にあたっての留意事項）  第１２条　利用者は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （衛生管理等）  第１３条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （緊急時等における対応方法）  第１４条　従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。  ４　事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第１５条　事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。  （協力医療機関等）  第１６条　事業者は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。  ２　事業者は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。  ３　事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。  （苦情処理）  第１７条　事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１８条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１９条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  （２）虐待防止のための指針の整備  （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  ２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第２０条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  （地域との連携等）  第２１条　事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。  ２　事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。  ３　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第２２条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第２３条　事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。  　（１）採用時研修　　採用後○か月以内  　（２）継続研修　　　年○回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスが完結した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、平成○年○月○日から施行する。  この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。    ・平成２５年松原市条例第１６号及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３４号）を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。  ・第２条第５項については令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・所在地は、丁目、番、号を正確に記載してください。  ・他の職種と兼務する場合はその旨を記載してください。  ＜例＞  （介護支援専門員と兼務）  ・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞（管理者と兼務）  ・〇名以上の表記も可。  ・看護小規模多機能型居宅介護は、３６５日利用者の在宅生活を支援するものです。休業日を設けることは想定していないことから、営業日は３６５日と記載してください。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、営業時間は２４時間と記載してください。  ・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。  -９４-  ・通常の事業の実施地域に居住する利用者に限り送迎を行う場合は、記載する必要はありません。  ・送迎（交通）費を徴収する場合は、実費の範囲で設定してください。  ・送迎（交通）費を徴収しない場合は「送迎（交通）費は、徴収しない。」と記載してください。  ・特別な食事の提供に伴う費用を設定する場合は、別途記載してください。  ※その他の日常生活費の具体的な範囲について（平成１２年老企第５４号）  ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの  ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの  ・本市以外で事業を実施する場合は、事業を実施する市町村での指定が必要です。  ・第１３条第２項各号については令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・事業所で定めた緊急時等の対応方法について記載してください。  ・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。  ・第１９条第１項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・協議会についてはテレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得なければなりません。  ・第２２条各項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。 |